

令和2年第5回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和2年5月27日(水)
招集の場所	日進市役所北庁舎2階 会議室
開 会	令和2年5月27日(水) 午後3時
出席委員	会長 6番 福岡 信久 会長 総計 11人 委員 1番 加藤美知子 委員 2番 内藤 勝司 委員 3番 牧 正行 委員 4番 和田 義雄 委員 5番 萩野 章 委員 7番 田口 菜穂美 委員 8番 尾関 洋子 委員 9番 出原 紀幸 委員 10番 伊藤 修 委員 11番 市川 豊 委員
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 祖父江 直文 係長 今井 康太 主事 曾根 裕人 主事 増田 成美

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号</p> <p>専決第1号 専決第2号 専決第3号 専決第4号</p> <p>その他</p>	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>農地利用最適化推進委員の選任について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>生産緑地のあっせん願いについて</p> <p>認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画書について</p>
-------------	--	--

<p>開会</p> <p>(14:51)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局 議長 事務局</p> <p>議長 事務局</p>		<p>出席者が定足数に達しているので、令和2年第5回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和2年第5回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に10番の伊藤 修 委員と、11番の市川 豊 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>12番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>12番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、南小学校から北東へ約215メートルの位置に所在しており、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は264㎡です。</p> <p>申請者は現在、妻と子供の3人で名古屋市の共同住宅に暮らしています。今後、子供の成長と両親が高齢になった時のことを考え、生まれ育った地元で家が持てないかと土地を探してきました。</p> <p>しかし、自己所有地はなく、父も自宅以外の土地は所有していないため土地を探していたところ、通学していた市立南小学校の近くに売地を見つけ、申請地の土地所有者から承諾を得ることができたため、申請しました。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに集水桝に集水し、西側の既設排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>議案第1号の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号12番について、</p> <p>農地法第5条第2項第1項の農地区分について、水管、ガス管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されるため、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年8月1日から令和2年11月30日までに完了する計画が記載されています。</p>
--	--	---

	<p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、支障ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号の一時転用に関する項目については支障ありません。</p> <p>以上が、許可基準の適合状況です。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>譲受人と譲渡人の間に親子関係がなくても、分家住宅を建築できるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>都市計画法上、分家要件の見込みがあり要件を満たしているため、可能です。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>特に意見がないことを確認して議案第1号の案件について採決を宣言。 (挙手全員)</p> <p>議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>続いて、議案第2号を上程。事務局に議案の説明を求める。</p> <p>除外1番の案件について説明します。</p> <p>除外目的は、歯科医院を建築するものです。</p> <p>申出地は蟹甲町中島にある市立図書館の南側になります。</p> <p>現況は田で、面積は934㎡です。</p> <p>農業生産基盤整備事業の実施状況については、県営ほ場整備事業日進地区第5工区が昭和52年度に完了しています。</p> <p>申出者は、医療法人社団の理事を務め、医療法人社団の医院の院長として働いています。</p> <p>この度、申出者の目標であった、歯科医院の独立開業を計画しました。</p> <p>医療法人社団と今後も技術・情報交換を通じてさらに良好な関係を構築すべく、協議し、商業的な視点から検討した結果、開業する都市は医療法人社団とは競合しない場所としました。名古屋市以北以西・長久手以北までは、医療法人社団の将来的な事業拡大の見込み範囲として医院開業をしない協定を結んでいます。</p> <p>そのため、日進市以東・以南で開業しなければならず、現在の自宅から考えて、日進市が通勤距離、時間的にほかのどの都市よりも近く、職場と</p>

<p>議長 委員 事務局 委員 事務局</p>	<p>するに合理的な都市であります。</p> <p>そこで、市街化区域を中心に土地選定を行いました。適地が見つからず、やむを得ず申出地を選定したのになります。</p> <p>申出地は集落性があり、建築許可の見込みがあります。また、排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに西側の集水桝に集水し、既設排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。</p> <p>また、周辺の農業用施設の機能には支障なく事業を計画しています。</p> <p>以上から除外に必要な要件である農振法第13条第2項各号について満たしていると思われます。</p> <p>議案第2号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>現況は何になっているか。</p> <p>田です。</p> <p>周辺に歯科医院があるが、近接して建築する必要があるのか。</p> <p>近隣に歯科医院が存在していますが、今回の申請者は、既設の歯科医院とは異なる業態で診療時間遅くすることや、休日診療を行うなどの計画をしており、他の歯科医院と差別化を図れると判断しました。医療法等では近接して歯科医院を建築してはならないという規制はありません。医療法人社団との協定に関しては、独立する条件として出されたものであるため、法律上の規制とは異なるものになります。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>駐車場が23台分とあるが、23台分も必要なのか。</p> <p>計画された駐車場台数は23台分ですが、従業委員用を含んでの計画になります。事業計画では全面必要であるということであり、必要最低限の面積について転用するものです。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>特に意見がないことを確認して議案第2号の案件について採決を宣言。 (挙手全員)</p> <p>議案第2号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて、議案第3号を上程。事務局に議案の説明を求める。</p> <p>農業委員会法第31条により関係委員は退席する。</p> <p>議案第3号について説明します。</p> <p>農地利用最適化推進委員については、平成28年4月から施行されております。改正後の農業委員等に関する法律により、新たに設置されることとなった委員です。</p> <p>その主な職務は、農地の利用の最適化の推進のための活動を行うことと</p>

<p>議長 委員 議長</p>	<p>されており、具体的には、耕作放棄地の発生防止・解消を図るための現地調査や、農地の違反転用の調査のための農地パトロールなど、毎月の現地調査のほか、必要に応じて農業委員会の会議や研修会へ出席することとなります。</p> <p>定数については、農地面積に応じて市町村で定めることとなっております。日進市では定数を6人と条例で定めています。</p> <p>任期は農業委員と同じく3年となっております。</p> <p>農業委員と同様に推薦及び募集を実施することになっており、これについては、農業委員の募集と同じ3月2日から27日にかけて行ったところ、定数通りの6名の方の応募がありました。</p> <p>選考については、法律第17条に「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」とされており、その委嘱権限を市長ではなく、農業委員会に与えられていることから、本日、この農業委員会の会議で承認を行っていただくというものです。</p> <p>この選考については、法律の第19条に、「推進委員の委嘱にあたっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならない」とありますので、この応募にあった一覧の皆様の中から選考していただくこととなります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第3号の案件について採決を宣言。 (挙手全員)</p> <p>議案第3号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>(退席委員入室)</p>
<p>事務局</p> <p>議長 委員 事務局</p>	<p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 4件 専決2号 4条届出 2件 専決3号 5条届出 8件 専決4号 18条届出 1件</p> <p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p> <p>専決第1号の14番の案件に持分表示がしてあるが、表記してある持分が、二人の持分割合になるのか。</p> <p>14番に表記してある5筆の農地については、二人がそれぞれ相続をした持分割合になります。5筆すべての農地を相続して持分を分けています。</p>

<p>議長 事務局</p>	<p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局よりその他について一括で報告) 生産緑地のあっせん願いについて 2件 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画書につい</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>て 1件 その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし) その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)</p>
<p>議長 (15:22)</p>	<p>・ 次回の農業委員会 (令和2年6月26日(木) 午後3時 北庁舎2階 会議室) 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日 議事録署名者 10番委員
議事録署名者 11番委員